

災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害発生時に高知県（以下「県」という。）が住家の滅失により自己の資力によって居住する住家を確保できない被災者のための応急的な住宅として、社団法人全国賃貸住宅経営協会（以下「協会」という。）に民間賃貸住宅提供の協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 県は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害が発生した場合、協会に一時提供住宅として利用可能な民間賃貸住宅の状況の情報提供及び住宅提供の協力を要請できるものとする。

(協力)

第3条 協会は、前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供について、県に可能な限り協力するものとする。

(協議)

第4条 この協定の実施に関し必要な事項等については、県と協会の協議のうえ定めるものとする。

(雑則)

第5条 この協定は、平成24年3月30日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、県、協会署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年3月30日

高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県

高知県知事

東京都中央区八重洲二丁目1番5号

社団法人 全国賃貸住宅経営協会

会 長